

(郡山市少年湖畔の村条例の一部改正)

第15条 郡山市少年湖畔の村条例(昭和52年郡山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前													
<p>(使用時間)</p> <p>第6条 少年湖畔の村の使用時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊使用 使用開始日の午後1時から使用終了日の午前10時まで</u></p> <p>(2) <u>日帰り使用 午前9時から午後7時まで</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、<u>別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が行う少年湖畔の村の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>別表(第11条関係)</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第6条 少年湖畔の村の使用時間は、<u>使用しようとする日の午後1時から翌日の正午までとする。ただし、日帰り使用の場合は午前9時から午後7時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の使用時間をもって、第11条に規定する1日とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、<u>次の表に定めるところにより使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">使用者の区分</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">市内</td><td>中学生以下</td><td>無料</td></tr><tr><td>一般(指導者を含む。)</td><td>1人1日につき 200円</td></tr><tr><td rowspan="2">市外</td><td>中学生以下</td><td>1人1日につき 200円</td></tr><tr><td>一般(指導者を含む。)</td><td>1人1日につき 400円</td></tr></tbody></table> <p><u>備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。</u></p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。</u></p>	使用者の区分		使用料	市内	中学生以下	無料	一般(指導者を含む。)	1人1日につき 200円	市外	中学生以下	1人1日につき 200円	一般(指導者を含む。)	1人1日につき 400円
使用者の区分		使用料												
市内	中学生以下	無料												
	一般(指導者を含む。)	1人1日につき 200円												
市外	中学生以下	1人1日につき 200円												
	一般(指導者を含む。)	1人1日につき 400円												

1 施設使用料

施設使用区分等		使用者の区分	使用料
市内	宿 泊 使 用	中学生以下	1人1泊につき300円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき600円
	キャンプ エリア	中学生以下	1人1泊につき200円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき400円
	日帰り使用	中学生以下	1人につき100円
		一般（指導者を含む。）	1人につき200円
市外	宿 泊 使 用	中学生以下	1人1泊につき600円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき1,200円
	キャンプ エリア	中学生以下	1人1泊につき400円
		一般（指導者を含む。）	1人1泊につき800円
	日帰り使用	中学生以下	1人につき200円
		一般（指導者を含む。）	1人につき400円

備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

2 設備等使用料

種別	単位	使用料
シャワー	1人1使用	300円